

多文化協働 —外国人住民のまちづくりへの参加—

大 藤 文 夫*

Multicultural Collaboration — Participation in Community Development by Foreign Residents —

Fumio OOTOU*

In this paper, we see “multicultural coexistence” as “multicultural collaboration” as one of the efforts of “regional collaboration”, and see if multicultural collaboration leads to the development of the leaders of local communities.

Internationalization at the level of local governments initially began as exchange and cooperation activities with foreign countries, and in the 1970s it was themed as “internal internationalization” by advanced local governments and provided support activities as a guarantee of rights for “oldcomers.” In the 1990s, the number of foreigners settled (“newcomers”) increased, and the local governments started to support newcomers. The term multicultural coexistence is a term that has been widely used since the 1990s as a support to these foreign residents. Moreover, in 2006, Ministry of Internal Affairs and Communications pointed out that in the “Regional Multicultural Coexistence Promotion Plan,” multicultural coexistence will become the third pillar of regional internationalization, together with international exchange and cooperation.

Kure City’s existing multicultural collaboration measures began with international exchange in the 1970s, and have provided communication support and lifestyle support. It is also being used to support the participation of foreign residents in community development.

Key Words (キーワード)

Multicultural collaboration (多文化協働), Multicultural coexistence (多文化共生), Foreign residents (外国人住民), Community development (まちづくり)

1. 地域社会における多文化共生と多文化協働

現在, 様々な課題への対応が地域社会に降りてきている。現場では担い手不足の声が上げられながらも, 「地域協働」としてテーマ化されている。よって, 担い手育成も地域協働の取り組みに加える必要がある。

地域社会における「多文化共生」(以下, 多文化共生と表記) もその課題の一つといえる。本稿では多文化共生を, 地域協働の取り組みの一つとしての「多文化協働」としてとらえ返し, 多文化協働が地域社会の担い手育成につながるのかを検討してみる。まず多文化共生, 多文化協働, 地域協働という用語の区別と関連について押さえてお

* 広島文化学園大学 社会情報学部 (Faculty of Social information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

きたい。

多文化共生は和製語といわれる（宮島 2009：11）。阪神・淡路大震災の際に、在住外国人の支援を行った「多文化共生センター」の活動がきっかけとなり、全国的に使われるようになったという（毛受 2016：63）。もともと多文化共生は、地域の国際化という文脈の中で登場し、使われてきた言葉である。地方自治体レベルでの国際化は、1980年代前半までは「国際交流」、80年代後半には「内なる国際化」が加わり、90年代には「国際協力」がさらに加わったという（初瀬 1993：1）。

そして1990年代は、定住する外国人（「ニューカマー」）が増加し、それを引き受けた自治体で、支援がなされていくようになる時代であった。多文化共生という用語は、これらの外国人住民への支援として、1990年代から広く使われるようになった。2006年には、総務省が『地域における多文化共生推進プラン』の中で、国際交流、国際協力とともに、多文化共生がこれからの地域の国際化の第三の柱になることを指摘している（総務省 2006a：1）。

また『多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～』では、地域における（傍点筆者）多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、併せて「日本人住民も外国人住民も共に地域社会を支える主体であるという認識をもつことが大切である」としている（総務省 2006b：5）。また、上記プランでは、各都道府県及び市区町村に多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施することを依頼している（総務省 2006a：1）。

多文化共生施策が登場する背景には、上記のように、1990年代のニューカマーの増加と定住化に伴い、「日本語が理解できず、日本の行政の仕組みや地域に関する知識も十分でなく、文化や習慣の異なる外国人が多数、突如住民になるという状況」があった（宮地 2018：895）。突如として現

れたこのような現実に対して、求められた方向は外国人を住民として位置づけ（「外国人住民」¹⁾）、支援を行うことであった。このような問題意識から、「外国人集住都市会議」も、教育、社会保障、外国人登録手続き等の制度について、国等への提言を行っていった。

ところで、住民はそこに住み暮らす者であり、住民として位置づけることは、当然のこととして外国人を「生活者」と位置づけることになる（外国人労働者問題関係省庁連絡会議 2006）。生活者はある地域に住居をもち、仕事をもち、家族をもち、友人をもち、隣人をもち暮らしている。外国人住民もそうであるし、また集住というかたちや散住というかたちで住むこともある。さらに流動性も考えられる。

しかしいづれにせよ、地域社会は外国人住民が暮らす舞台ととらえられる。そこでは例えば、地域社会で外国人住民がセイフティネットを享受できるようにすること、あるいはまた①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生の推進体制の整備といったものも支援となる²⁾。また同時に、住民としての義務を果たすことも求められる。そしてこのような外国人住民支援及び責務の追求は、国、地方自治体にとどまらず、地域社会の住民、地域住民組織の係わりとしても求められているのが現在の特徴である。

このように、多文化共生施策には急増した外国人住民への対応という特殊な文脈がある。しかしこの施策の要点は、外国人を地域住民として扱おうとするところにある³⁾。現実の個々の住民には「ちがい」（性別、年齢、仕事、趣味、考え方、地域空間の利用の仕方など。国籍もその一つ）があるので、そうであるにもかかわらず、等しく住民として扱おうとすることになる。このような理念は、「共生社会」や「地域共生社会」という用語で語られるようになっていく。そこでは「誰もが」、「多様な」という主体の規定があるのみである（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 2017：2、地域共生社会推進検討会 2019）。このように、多文化とは広く共生理念における主体

のもつちがいの一つと理解できる。

そして近年では、多文化共生において、とくに外国人住民のまちづくり活動への参加の意義が強調されるようになってきている（毛受・鈴木編 2007）。「支援される側」から「支援の担い手側」への位置づけなおしである（高坂 2019：41）。

このように、国際化は外国との交流、協力、そして地域の国際化は内部の外国人住民への支援、さらにまちづくりへの参加支援といった内容で展開してきた。そして、このような住民のまちづくりへの参加を強調し、それを支援していくことは、まちづくりの担い手育成、つまり地域協働施策の一環である。ここにおいて、多文化共生は地域協働と重なっていく。

よって、地域協働という方法の中の一つの取り組みとして多文化共生があり、本稿では、外国人住民とともにまちづくりをすることを多文化協働と呼んでおく。もちろん理念と現実が異なることは多々あり、現実の世界には理念通りにならない力が働いている。この点について、次に、上掲の総務省の定義の含意を改めて押さえておきたい。

2. 多文化協働と地域協働

そこには①「文化的ちがい」がある主体が、②「対等な」関係を築こうとし、③「地域社会の構成員」として、④「共に地域社会を支える主体である」という認識をもつことが大切であるという理念が示されていた。はたして地域社会がこのような理念を受け止めることができるかどうかを、ここで考えてみたい。

①「文化的ちがい」は、国籍や民族の異なりから導きだされている。ある主体の有するちがいは、そのことによって当該主体が他から区別され、同定される手掛かりである。しかし、ちがいは人間にとっての意味をもつわけであり、その意味は社会的に構築され、人間の意識を規定し、行為に作用する。文化を人の暮らしの生活様式の総体であるとするれば、関係住民の行為を拘束する（妥当するものとして従う）ことになるので、一つの地域社会に複数・多数の文化がある場合、そこに非対

称性、対立、軋轢が生じること、逆に相互肯定、さらに異なりを活かすこともありえる。具体的には、これらのことは個々の相互行為の中で現れてくる。

これまでの歴史をみれば、そもそも①を否定しようとする（「同化」（岡本 2010：20））もなされてきたし、また①が②につながらず、むしろ逆の結果を伴ったという現実がある（「差別」（金 2011）、「非対称性」（中島 2007））。上記のように、ちがい自体は他から区別される手掛かりである。よってちがいが不平等を生む必然性はなく、不平等な取り扱いをすることは、極めて社会的な働きである⁴⁾。そうであれば、ちがいをもった者との対等性を目指すことは、その不平等を生み出す仮想枠組みの妥当性を問うこと、それをつくりだす社会が変わることである。よって対等性とはつくりだすものである。

また③「地域社会の構成員」の構成員とは、住民のことである。「国家、市場、移民ネットワークという構造的制度的要因」（梶田ほか 2005：18）から、地方自治体にとっては「突如住民になるという状況」（宮地 同）、さらには地域住民の側での「受入れの準備のまったくない」（都築 1995：243）場合であっても、住民である。住民は互いに隣人である。それは客観的な事象である。隣人はちがいがあっても、住まうことにおいて、互いに切り離しえない、つまり+（プラス）、-（マイナス）の影響を与え合う関係にある（中田 1993：39）。

例えば、土地は一体のものとして連続しており、土地に係わって展開しているヒト、モノ、コト、さらに情報、文化などを資源（対象）として使う（つまり生活する）ことは、ちがいがあっても互いが切り離しえない関係にあることになる。具体的には共同消費という暮らし方がある。また私有物の消費の場合にも、そのことで+、-の影響を与え合う。これは一塊の土地のもとに暮らすときの、客観的な事柄である。

よって暮らしやすいまちにしようとするれば、互いが隣人として接するという意識的な協調が必要である。協調することでマイナスを減ずること、

さらにプラスを高めることができる。そこでは共に暮らしやすいまちを目指す存在として、隣人は対等である。本稿では、このような隣人であることから、協調的な行為に至ることを、隣人化と呼んでおく。

その場合にも、ちがいでもって当該者の存在を周辺化（稲月・山本 1996：62）すること、排除しようとするかもしれない。しかし後述のように、隣人化を促そうとする自治会の意識的取り組みもあり、そのことを無視はできない。

次に、④「共に地域社会を支える」の「共」というのは、対象を介した各主体の関係形式のことである。それは地域社会において、存在共同、あるいは作用共同として（清水 1971）、各主体が何らかの程度において共同化し、共同目標の下、協働作業を行っている様を想定させる。

例えば、外国人住民も会員である自治会が、地域共同管理活動を行っている場合である。また地域日本語教室で、日本人住民（ボランティア）が友人として日本語習得支援を行っている場合である。ボランティアは対等であろうとする。よって後述のように、日本語習得支援ボランティアはその活動の中で、仮想枠組みを変化させている。本稿では友人として協働作業を行っていくことを、友人化と呼んでおく。

隣人化、友人化というのは、地域社会に非対称性、権力行使がないといっているのではない。また各人の有する資源に格差がないといっているのでもない。個人の利害優先のために資源格差が用いられることで、非対称的な社会関係（権力関係）が作りだされる。しかし、例えばボランティアは自らの資源を投げうって、他者を支援する。共同社会、地域共同管理組織は私利追及の過剰を規制する。住民は、少なくとも「自分さえよければ、よい」と思うことがなければ、住民として地域社会の構成員たりえる。このように、地域社会が有している共同性が、社会関係の対等性を生む機制になる。もちろん、それらはつくられるものである。

さらに「支える」は行動面であり、まちづくり

の意味である。そして現在では、まちづくりにおいて各主体の違いを積極的に活かすという視点が、強く現場で出ている⁵⁾。こういった点を見ると、地域社会はちがいをそのまま抱え込んだまちづくりが可能のように思える。

最後に、その「地域」についてである。多文化共生は「地域における多文化共生」という文脈で用いられている。先の総務省報告書（2006）で取り上げられている主体は、日本人住民、外国人住民、自治会・町内会等、地域の外国人コミュニティ、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体など、事業所・企業、行政（国、地方自治体）までである。よってそれらが管轄、取り扱う範囲が地域社会の範囲ということになる。

またその場合の地域とは、問題が発生し、また解決される場（舞台）である。さらに問題により被害を受ける、あるいは逆に問題を解決していく主体の存在を想定している。企業も行政もその主体であるが、「地域における」ということを「地域によって」と積極的にとらえると、中心になるのは住民及び地域住民組織である。そして各々がばらばらに係わるということではなく、連携（協働）して（「日本人住民も外国人住民も共に」（総務省 2006b：5）係わるということである。

ところで現在では、共生と重なりあう用語として、「協働」が用いられている。協働は1990年代後半以降、新しいまちづくりの方法として、市民協働や地域協働という用語として用いられてきた。とくに後者では、一定の領域（地域）が設定され、そこでは多様な主体が連携するというイメージで使われている。多様な主体とは、住民、地域住民組織、市民活動・ボランティア・NPO、企業、行政などである。

この場合の主体の異なりは、それぞれの主体の行動原理の異なりととらえられている。しかし地域社会はもともと多元的に異なる住民からなっており、協調的な行動を生み出すために、各主体は努力を重ねてきた。ここでも主体性が問われてきた。地域協働は、地方分権や財政逼迫という状況があるにしろ、住民参加の（よって主体性が発揮される）まちづくりの展開として理解しうる。

例えば、協働にはコオペレーション、コラボレーション、パートナーシップという意味があるという（江藤 2000：216-219, 松下 2013：3）。異質な主体どうしが、対等に作業（まちづくり）を行うという理解である。ここでも、異質性が地域社会に革新を生む要素として、むしろ積極的に評価されている（敷田 2009：79-100）。

そのための条件がまちづくり目標の共有であり、そこでは有する資源に差があっても、目標実現のための役割分担として、できることを行うという対等性の認識が生まれる（横浜市市民活動推進検討委員会 1999）。よって共生における対等性と同じように、ここでも対等性は所与のものではなく、意識的に作業の中でつくりだされるものである。このようにして、共生と協働はほとんど重なりあうことになる。

地域協働において求められている協調性の成否は、結局は、各主体の意識に係わっている。それは多文化協働においても同じである。協調性がうまくつくり出せたときに、地域社会の構成員は権利・義務を有することになる。つまり、理念の実現への道がつけられる。構成員をどう位置づけるかは、客観的にというより、各主体の意識に係わる問題である。よって多文化協働の実践の中で、どのように主体性が現れているかが注目される。

多文化共生は現在の地域社会の課題の一つである。それを地域協働の一つの試みととらえれば、多文化共生を多文化協働と読み替えてもよい。よって本稿では、多文化共生を多文化協働と読み替え、地域協働に含まれるものとして取り扱う。本稿ではこのような認識に立って、多文化協働について検討する。

3. 隣人化と友人化

(1) 自治会の取り組み

ここで、地域によってという意味で中心となる、住民の実践について、先行文献から隣人化と友人化の取り組みを整理しておく。

外国人住民を住民ととらえ、支援するとき、その生活の場、そこでの自治会の受け入れ方が注目

される。地域社会の構成員は隣人である（共にある存在）。そこでは外国人住民の隣人化が求められる。

例えば、都築は外国住民の集住により団地自治会が出会った課題を次のようなプロセスに整理している（都築 1995：243-251）。

①問題噴出期

噴出した問題は、区費の徴収や回覧板の回覧、広報などの各戸配布に協力しない、酒を飲んで騒ぐ、窓を開けたままで騒ぐ、ゴミのポイ捨て、ゴミ出しルールを守らない、公共の場を汚すなどである。これらは習慣の違いによるものでもあるが、日本の地域社会では地域生活のルールに触れるものであり、自治会の管轄事項である。当該団地には企業の社宅（寮）が多く、単身者が多く住むようになっていた。よって問題は、日系人と地域社会とのズレ、あるいは隙間を埋めるような「受入れの準備の全くないところに日系人が急増した」ことである。

②緊張をはらんだ鎮静『両にらみ期』

一応の問題解決のルート（企業、公団）がつけられ、企業の「指導」と日系人の「理解」により、一応の平静が訪れた。

③共生への第一歩『第一次共生期』

盆踊り大会の成功以降、互いの感情が好意的に変化した。自治会は日系人を奉仕活動、娯楽的行事へ積極的に勧誘する。日系人のほうも、自らの生活援護システム、趣味・娯楽情報のシステムを持ち始めた。外国人住民を隣人として認めることが進んでいった。

またその後、④新たな紛争の出現（都築 1998：92-93）を加えている。

日系人が再増加し、犯罪が多発し、自治区役員がお手上げ状態と嘆く状況になった。そこで毎年の自治区行事である「もちつき」に企画段階から日系人に参加を呼びかけた。「問題」を解決するとともに、親睦を深め「問題」のおこらない団地、「問題」がおこっても敵意が生じない団地を目指し始めた。

なお都築は、共生が進むためには「対等性」と「コミュニケーション」が重要と指摘する。取り

上げられた事例の中では、対等性とは外国人住民が企業の労務と生活における「囲い込み」的管理から脱し、自律的になり、エスニック・コミュニティ（親族と近隣日系人などのソーシャル・サポート・ネットワークなど）を形成する過程で、生じたことである（同：95-96）。「自律的」という用語が示すように、企業と外国人住民との関係を市場交換（権力関係）にとらえれば、外国人住民が選択肢を増やすことで、依存から脱するという意味では、対等性が増すであろう。

コミュニケーションとはパーソナルな人間関係（互いの文化・生活習慣のちがいを認め合うことで、友情を基盤としたつきあい）と問題解決回路（人材派遣業者回路⁶と日本語教室回路）である（同：97-98）。前者については、後述のような地域日本語教室でもみられる友人化に該当する。ここでも、友人としての対等性がつくられていく。

後者は制度的な問題解決回路といってもよいと思われるが、事例のなかで取り上げられた盆踊り、あるいは「もちつき」という交流活動⁷も地域社会で制度化された回路とみても良いと思われる。ここでは面識関係がつくれ、友人化、隣人化へとつながるかもしれない。

また松宮は、集住地域団地における取組として、住宅のルール、ゴミ出しのルールの翻訳、自治会役員に必ず1名以上外国籍住民が就く体制づくり、自治会と外国籍住民ネットワークとの連絡・調整を行う相談役の設置、入居者と住宅管理事務所との様々な調整を行う管理人、自主防災会の会長にブラジル籍住民の就任といった事例を紹介している（松宮 2012：50）。隣人（自治会メンバー）として外国人住民の権利を認め、参加を促す取組みといえよう。

いずれにせよ、集住地域では隣人化の課題が先鋭的に現われ、その取組みがなされている。また集住地域に限らず、散住地域においてもその取組みは参考になる⁸。こういった自治会との接続も、多文化協働実践の場である。

（2）地域日本語教室の取組み

もう一つの外国人住民への支援として、地域日

本語教室が行われている。いわゆるボランティアベースで行われる支援である。西口は、地域日本語教室について、参加する外国人住民には交流を続け親交を深める中で、自分自身の経験を、相手の経験を、そして共有した経験を話す日本語を習得していったという点、またボランティアの側も、同じ地域に住む者として、在住外国人の背景やかれらの興味・関心や日常的な経験などについても関心があり、かれらの暮らしや人として生きることに関わる用意があることも指摘している。そしてこのような「友だちになる」プロセスで重要な活動は、「いっしょに何かの活動をすることと、おしゃべりをする事」とであるという（西口 2008：26, 29）。友人は対等である。

「おしゃべりをする事」は社会的人間の基本的行為であるが、社会的孤立の状況でまず求められることである。何らかの用件があってではなく、とりとめもないおしゃべり、話すことが自己目的になるように行われることは、互いが受け止められているという実感につながる（大藤 2016a）。外国人住民にとっても社会的孤立を防ぐために、おしゃべりが必要である。

また萬波は、地域日本語教室が対話・協働の場となるための技法として、「聴く・待つ」を強調している（萬波 2016：39）。萬波は「地域日本語教育をめぐる議論においては、活動の内容は『日本語を教える』よりも『交流・協働』を、日本語ボランティアと学習者の間には『上下関係』ではなく『対等な関係』をとった主張がされて久しい」としている（萬波 2015：69）。交流・協働、対等な関係が理念であったとすれば、それを可能にする実践が問われるべきである。

例えば、所与のものとして日本語能力の差が両者の間にあるとして、だからこそ教える側の支援が可能である。それは権力行使ではない。その際に、言葉の壁があるとき、外国人住民は「話すこと」が困難である。そこで支援者が一歩下がり、「聴くこと」で「話してもらおう」ことを行う。これは対等関係に入る技法である。ボランティア行為は対等関係でないときに、対等関係を築く行為である（大藤 2016b）。

4. 呉市の多文化協働の実践⁹⁾

(1) 外国人住民の推移

以上、多文化協働の考え方、また住民の取り組み事例をみてきた。ここで呉市での取り組みを紹介する。

聞き取りによれば、2006年以降の呉市に居住する外国人総数の推移について、総数では、2008年を境に減少したが、2013年から再び増加し、2020年3月末には3,570人（総人口の1.62%）と最大になっている。広島県内では、総数で東広島市について県内第4位である。

また国別では、ニューカマーに着目すれば、フィリピン人は増加傾向にある。ベトナム人は技能実習生が増加し、伸び率は最大となっている。ブラジル人はリーマンショックの後、減少したが再び増加した。

聞き取りによると、呉市における地域社会への定着の仕方は、集住というより散住である。大量の外国人住民が特定の住宅団地に入居しているという形態ではない。呉市には自動車部品業、造船業、水産業で受入れニーズがあり、該当企業の近くに社宅や寮という形で入居している。家族形態では、とくに単身が技能実習生に多い。

また在留までのルートは、技能実習生では企業の現地募集、業者の斡旋であったりする。またニューカマーでは親類、外国人ネットワークを頼ってのものであったりするという。

(2) 行政の取り組み

一般に地方自治体の国際化は、①外国との交流、協力と②「内なる国際化」（外国人住民に公共サービスを提供したり、日本人住民の意識改革を促進することで、より住みやすい地域社会をつくる）に大別できる（吉武 1999）。呉市の施策も、地方自治体の国際化という文脈の中で多文化協働は展開している。

例えば、呉市では総合計画の中に、国際化の推進という施策を挙げ、1) 国際感覚豊かな人材の育成、2) 国際交流・国際協力の推進とともに、3) 多文化共生社会の実現を項目化し、3) の細

項目としては「外国人住民が暮らしやすい地域づくり」、「外国人住民の社会参加の促進」を挙げている（呉市 2019：99）。

また2020年度に、外国人住民の支援に関する事務や地域国際化に関する事務が、総務部秘書広報課から市民部地域協働課に移管されている。外国人住民が増えつつあるという認識、外国人住民と日本人住民の共生社会をつくるという意志がその理由である。地域協働の中で多文化共生を扱うという姿勢がここでもわかる。

国際交流の面では、呉市は1970年のアメリカのブレマトン市を皮切りに、スペインのマルベージャ市、韓国の昌原市、台湾の基隆市と姉妹都市協定を結び、高校生の交換事業などの交流を行っている。またイベントとしては、朝鮮通信使再現行列が韓国からの参加者も加わって毎年行われている（2020年度は中止）。

(3) 呉市国際交流協会の取り組み

現在では、この国際交流、また外国人住民への支援の一部を「呉市国際交流協会」（1999年設立）が担っている。活動は表1の通りである。同協会の団体法人会員には、企業（製造、建設、旅行、宿泊、交通）、商工会議所、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、学校などがある。国際交流、外国人住民支援に係わるであろう団体、法人が加わっている。なお同協会の会長は呉市長である。

活動内容では、「1. 多文化共生事業」は異文化交流体験と語学教室（日本人住民向け）、「2. 外国都市等との交流」では姉妹都市等との交流事業である。「3. 外国人住民支援事業」には、まず外国人住民向けの、日本語習得の事業がある。いわゆる「地域日本語教室」である（①、②）。その中には地域での暮らしに係わらせる内容もある（⑥、⑦）。ここでは、全体として「サードプレイス」を目指して行われている。表中にあるものほかにも、市内数か所で地域日本語教室が開かれている。また日本人住民向けの日本語指導者の養成、「やさしい日本語」の習得、外国人住民との接し方など日本人住民が支援者になるための支援を行っている。

表1 呉市国際交流協会2019年度事業

1. 多文化共生事業	(1) 異文化交流事業	①韓国語でしゃべろう会
		②イングリッシュサロン
		③エキサイティング イングリッシュ
		④メキシコを知ろう！～クリスマス・お正月編～
		⑤世界の料理教室【中国編】【韓国編】
		⑥おもしろいグリッシュ
		⑦JICA映画無料上映&トーク会
		⑧第17回国際交流フェスタ in 呉
		⑨パネル展 ・青春の国際交流展 ・にほんごサロンパネル展・JICA「青年海外協力隊の1コマ
		⑩ひとり読み語りしばい「父と暮らせば」
(2) 定例教室等開催事業	①アンニョンハセヨ！韓国語	
	②ネイティブと話すたのしい英会話	
	③やりなおし英会話	
	④はじめての中国語	
2. 外国都市等との交流事業	(3) アメリカ・ブレットマン市との交流事業	①キットサップ郡青少年訪問団の受入れ
		②交換学生の受入れ（3人）・派遣（3人）
		③その他の交流事業（本協会以外の主催事業）
		④外国語指導助手（ALT）の招致
	(4) 韓国・昌原市との交流事業	①交換学生の受入（先方の要請により中止）
		②その他の交流事業（本協会の協力事業等）
	(5) 台湾・基隆市との交流事業	①その他の交流事業（本協会の協力事業）
	(6) その他都市との交流事業（本協会の協力事業等）	①韓国・京畿国際通商高校の受入れ（朝鮮通信使再現行列に楽団として参加）
(7) 青少年海外派遣研修事業	オーストラリア・ケアンズ	
(8) プレマトン姉妹都市提携50周年記念事業	訪問団受入れ	
3. 外国人住民支援事業	①にほん語サロン	
	②ワンペア日本語レッスン	
	③日本語だけでOK！外国人と話すコツを学ぶセミナー	
	④日本語指導者フォローアップ研修	
	⑤世界もっとつながろう！「やさしい日本語」で簡単コミュニケーション	
	⑥日本語サロン 防災研修	
	⑦書き初め・とんど体験	
	⑧在住外国人との交流事業「くれ国際 potluk Café」	
	⑨外国人の防災状況提供方策に関する研究に対する協力	
	⑩外国人の人権研修「日本語教室を見て、知って、考えよう！」	
	⑪ハーバードMBA卒業生から学ぶ 未来創造セミナー	
	⑫外国人住民向け情報誌の発行	
	⑬インスタグラムによる生活情報の発信	
	⑭VISA相談会	
4. 広報・研究事業	①会員向け機関紙「とらいあんぐる」の発行（年5回）	
	インターネットによる情報提供（随時）	

出典：呉市国際交流協会資料

(4) 外国人住民相談支援

呉市のもう一つの外国人住民支援事業として、外国人住民相談支援事業がある。相談窓口での支援については、市内二か所に窓口を設け、相談員が直接相談にのっている。相談員は一か所が三人体制で、英語、中国語、ベトナム語、もう一か所が一人体制でポルトガル語で対応可能である。採用に当たっては、面接を行い、対応言語能力だけでなく、適性や意欲についても判断している。

2019年度の相談内容は表2の通りであるが、外国人住民が生活で出会うであろう多様な課題が挙がっている。2020年度は新型コロナ関係のものが多。相談は、ケースによって複合的な問題を扱うことになるという。よって、相談は市の担当部署だけでなく、外部機関（ハローワーク、税務署、法務局、年金事務所など）にもつないでいる。そして最後まで対応するという。一つのケースで2～3時間かかることもあるという。ここでは、多文化ソーシャルワークのような対応がうかがえる。

5. 呉市の地域社会での取り組み

聴き取りによれば、呉市では外国人住民の自治会加入率は高くないが、呉市でも自治会との関係で、「ズレ」に該当する問題が出ている。例えば

ゴミ（分別）、徒歩・自転車で横につながって移動する、夜中の騒音、公園にボールを置くなどといったものである。

このような一部の問題に対して、外国人住民の居住を断る、ゴミを出させないという一部の反発もある。しかしゴミステーションに外国語標記の説明を置く、さらに自治会の清掃活動などに積極的に参加させる企業もある。問題の解決には、相互理解と歩み寄りが必要である。

そして呉市にはさらに、友人化を媒介に隣人化を促す取り組みを行うグループがある。次に、広地区で地域日本語教室を行っている「ひまわり21」の活動を紹介する¹⁰⁾。

(1) ひまわり21の活動概要

呉市は1993年に地域日本語教室を立ち上げている。当初の担当課による運営から、4年目以降に市民ボランティアが運営を担うようになった。そのボランティアグループが2002年に規約や体制等を整え、ひまわり21となった。メンバーの属性は表3の通りである。うち外国人住民2名がボランティア登録している。メンバーの数はほぼ一定で、呉市の日本語ボランティア養成講座の受講から、あるいは広報、報道を見て、またボランティア相談会参加を経て加わっている。

ひまわり21の運営では、「各人の考えを尊重す

表2 2019年度相談内容

内容	延べ件数	主な内容
保険、年金、税金	284	国保加入手続き、市・県民税の分割納付手続き
パスポート、ビザ	100	更新手続き、永住ビザ申請、出生証明書類請求手続き
保育、教育	132	学校等への提出書類作成、不登校などの相談
外国人登録	161	出生届手続きの補助、帰化申請手続きについての説明
医療	104	入院手続き・検査結果等同行通訳、書類記入
福祉	59	生活保護受給手続き、障害者手帳更新手続き
日本語支援	24	日本語指導者の紹介、指導内容の相談
労働	70	求職、失業保険申請、疾病手当手続き
住宅	75	市営住宅申し込み、転入居に伴う諸手続きの補助
旅行、交通	18	バス利用の説明、高速バス・購入券の購入補助
その他	210	銀行口座開設、インターネット契約手続きの補助
合計	1,234	

出典：呉市資料

表3 ひまわり21メンバーの属性
(2020年12月時点)

人数	31名
性別	女性22名 男性9名
年齢	20歳～83歳 60歳代が多い
住所	呉市内86% その他14%
職業	あり35% なし65%

出典：伊藤氏へのアンケートから作成

ること」を心がけている。それは「全ての人を受け入れる。誰も決して排除しない」ということでもある。そのことは内部メンバーとの係わりにおいても（例えば活動への参加も各人が決める。活動内容についても積極的に提案してもらう）、さらに外部との連携においても（できるだけ連携の中で実現したいので、効果的な連携先を探す。また連携時に、選択・決定を相手にゆだねる）貫かれている。

また、そのことは学習者の参加にも表れている。学習者の参加はもちろん任意であり、既存の参加者のクチコミ、呉市国際交流協会、まちづくりセンター等からの紹介、また就労先企業の紹介による。学習者の継続参加を生んでいるのは、後述のように、教室の魅力である。まさにアソシエーション、ネットワークの作法といえる。

ひまわり21の活動目的は、「日本語学習や交流活動を通し、さまざまな文化を持つ人々が相互認識と理解を深め、共に生きる地域社会の実現をめざすこと」である。地域社会における多文化共生の理念がそのまま掲げてある。そして「地域に開かれた日本語教室」を目指すのが特徴である。

(2) 日本語教室《呉》の運営

ひまわり21は「日本語教室《呉》」と「せかいの花」という二つの地域日本語教室を運営している。同グループのリーダーの伊藤氏は、1993年の呉市での日本語教室開設の当初から関わってきた人である。その他に外国人住民の子どもを対象にした「こども日本語教室『シランダ』」と「放課後クラブ『アミザージ』」(小学校)、「放課後クラブ『ジニア』」(中学校)を運営している「ワール

ド・キッズ・ネットワーク」の代表も務めている。ここでは運営している、「日本語教室《呉》」の活動を取り上げる。

2019年度(47回実施)の教室への参加者等は表4、表5、表6の通りである。教室は毎週土曜日の18:00～19:30で、広地区にある「広まちづくりセンター」の一室で行われている。学習者は登録参加してもらっている。運営費については呉市からの運営謝金をえている。外国人住民の教室参加費は無料である。

(3) 学習支援の特徴

ここでの日本語学習支援の根本は、「幸せに生きていくことが目標であり、そのために日本語が上手になることは有効」という考え方である。さらにいえば、幸せになるのは地域社会においてで

表4 日本語教室《呉》参加者等(2019年度)

(人)

	学習者	スタッフ	見学者
参加延人数	1,586	942	219
登録人数	215	31	
平均参加人数	33.7	20	4.7

出典：ひまわり21資料

表5 出身国別参加者数

出身国	人数
ベトナム	104
中国	42
フィリピン	22
インドネシア	13
ブラジル	11
ミャンマー	8
ペルー	4
アメリカ	3
バングラデシュ	2
ネパール	2
マレーシア	1
カンボジア	1
シリア	1
エジプト	1
計14か国	215

出典：ひまわり21資料

表6 年齢別参加者数

年齢	人数
18歳未満	19
18～29歳	138
30～39歳	46
40歳以上	12

出典：ひまわり21資料

ある。こういう点から、特徴ある日本語学習支援がなされている。

まず学習方法では、全体活動、報告や呼びかけ、話し合いなども学習の一端としてとらえ、グループ活動では、できるだけボランティアスタッフ複数で、学習者複数に対応するようにしている。教材は様々であるが、学習内容や教材等は学習者と話し合っただけで決めている。重要なことは学習者に合わせるために、学習内容・使用するテキスト・学習スタイルを学習者が選ぶことである。

またボランティアスタッフの中に、学習者の母語や媒介語ができる人はあまりおらず、日本語で日本語を伝えるしかない状態である。そこでは「やさしい日本語」は不可欠で、初級の学習者に対応するのはとても難しいが、それでも準備して、絵、身振り手振り、スマホなどで工夫すれば何とかなり、むしろその方が理解することの喜びが大きく、モチベーションが上がるような気がするという。言葉の壁は日本人の側にもあり、工夫することで、現実に学習者とのコミュニケーションができることの確信である。学習者は熱心で、自習する者もいる。しかし仕事の都合に合わせざるをえないという。

また「おしゃべり」は大事という。話すことを目的に来室する学習者がけっこういて、分からないことを質問したい、不安な気持ちを聴いて欲しい、問題を解決したい……こういった気持ちをもっているという。そしておしゃべりできるということは、かなり日本語能力が高いということであり、学習者に合ったおしゃべりのテーマを選んだり、進行を少しコントロールしたり、学習者の状態に合った修正をしたりすると、意義ある学習になるという。むしろ支援者の声ばかり聞こえる活動は学習者にとって退屈であったり難しかったりして、学習者の発話量が多い方がよいと考えている。「話してもらおう」ことを重視する姿勢がよくわかる。

次に、学習者とボランティアスタッフとの関係については、学習者の多くがボランティアスタッフを「先生」と呼ぶようである。学習者は日本語を教えてもらってありがたいと思っているので、

上下関係が生じやすいところであるが、逆に母国のこと、最近の流行、スマホの使い方などを教えてもらうこともあり、学びあう・教えあう・助け合う関係が自然に発生している。学習者の中には教室メンバーを家族のように思い（ひまわりの家族と呼ぶ）、ボランティアスタッフを親戚のように感じる者がいる。また女性のボランティアスタッフも、「お母さん」と自らを感じている。さらに伊藤氏はイベント等で一緒に企画を立てて準備し、活動するので、学習者をパートナーのように感じている。このように、ひまわり21の中では、対等性がつくり出されている。

また「ちがいに」について、伊藤氏は「ちがいに会ったときに視野が広がる、自分自身が自由になった」と述べている。また「生きていくうえで根本的に大切なことは、どこの国でもどんな文化でもみんな同じです。考え方や方法が違うだけ……みんな、知らないこと・分からないこと・できないことがたくさんあります。それを補い合っただけで暮らしています。日本語教室は自然に様々なことを学びあっている場ですから」と語っている。このようにして、「協働」の学習を通して自らの仮想枠組みが変わっていくことがうかがわれる。

このように、ひまわり21の地域日本語教室も友人化を促していることがわかる。それは「来日時には日本語が全くできなくて、生活するうえで分からないことばかりだった人たちが、どんどん力をつけて自立し活躍の場をえていきます。それを近くで見続けることができるのは幸せです。彼らが生き生きと暮らしていることが、私のエネルギー源です」という伊藤氏の言葉に、「[学習者の]暮らしや人として生きることに関わる用意がある」構えを読み取ることができることからもうかがえる。

(4) 地域に開かれた教室

日本語教室《呉》のもう一つの特徴は、教室を地域に開こうとしていることである。それは直接には、学校ではなく地域で開催されている、誰が来てもよいオープンな場という意味で使われている。地域でというのは、学習が建物の一室から滲

み出して、地域空間での、そして地域住民との学習に展開しようとする積極性をもつ。

例えば、次のような学習者のつぶやきがあった。「日本語教室の日本人は特別に優しい日本人です」。「日本語を話すのはここだけです」。同教室は、安心できる部屋・時間、友達、仲間がいる、つまり居場所として運営することに努めている。しかし教室だけが共生の場になっているのではないかという課題である¹¹⁾。

よって「地域に開かれた」という活動の特徴は、教室を日本語支援の場にとどまらず、「社会参加」、「仲間づくり」、「まちづくり」の場としても運営しようとしていることにある。そこで、以下のような取り組みを行っている。

- ア) 日頃の日本語活動に地域情報を取り入れ、地域に関心を持つテーマを取り上げる（地域を知り、地域をみつめる日本語活動）
- イ) 地域住民が現状を知り、理解を深める機会をつくる（市民に伝える活動。外国人住民意識調査報告会、広地区教育祭、講演会、巡回パネル展）
- ウ) 地域住民と共に、協力して活動する機会をつくる（市民とつながる活動。市民と休山清掃登山、西日本豪雨に際しての災害ボランティア、地元の大学生と「巨大ステンドグラス作成」でまちづくり活動（広まちづくり推進協議会から2011年度助成）、近隣の自治会役員と防災教室、地域行事に参加）

現在、地域での暮らしを考えると、例えば防災は重要なテーマである。ひまわり21は消防局の職員との協働で、2011年から2012年にかけて表7の防災教室を行っている。

この防災教室では日本人住民の参加者は少なかったとのことであるが、地域社会では外国人住民の隣人は日本人住民であるので、共に参加することが望ましい。伊藤氏が述べるように、「日本語の壁があるだけで『弱者』じゃない。災害地域にとって外国人は力強いサポーターにもなる」（「二重三重の働き掛けを」豪雨時の在日外国人支援）。これもまちづくりの担い手育成である。

これらの事業はひまわり21が積極的にしかけて

表7 防災教室

日にち	テーマ	参加者
2011年		
9月17日	くれしの しょうぼう	20
10月22日	あしたから119が かけられる!	41
12月3日	消火器の使い方	23
2012年		
1月14日	応急手当の仕方	40
3月10日	じしんの とき どうする?	31

出典：ひまわり21資料

いったものである。学習者の中には、自治会の班長を引き受けている者もいる。また「いろんな活動を通して、普段地域の人と接することが少ない私達外国人は、たくさんの日本人と知り合って、話して、仲良くして、自分はこの町の住民だと実感できました」という者もいる。しかし現状では、地域社会で幸せになるというひまわり21の理念は、徐々に地域社会に滲み出ているという状況である。伊藤氏は「(小さな)自治会単位で『やさしい日本語』研修を行い、その後ワークショップを行いたい」という希望をもっている。つまり地縁関係の中に、自分たちが経験してきたワンステップ(言葉の壁がなくなった)を通して、外国人住民を知ること、係わることを促したいという思いをもっている。

このように、ひまわり21は特徴ある地域日本語教室運営を行っている。その活動を行っていくうえで、地域社会での活動や研修を行っている。2019年度の研修・交流・地域活動等の参加者数を表8に示した。

6. 多文化協働の課題

以上みてきたように、多文化協働は交流、支援、まちづくりへの参加というフェーズをもつ。もちろん段階的に進む場合もあれば、同時進行の場合もある。またみてきたように、行政として行うこと、地域社会として行うことがあり、役割分担として連携して取りくむこともある。本稿では、とくに住民を主体とした取り組みをみてきた。最後

表8 2019年度 研修・交流・地域活動等の参加者数

月	日	内容	学習者	スタッフ	ゲスト	合計
4	11	総会準備		4		4
	13	総会準備		10		10
5	3	広島フラワーフェスティバル	8	3	2	13
	11	料理交流会	35	18	6	59
	19	休山クリーンハイキング	16	8	2	26
6	9	スタッフ懇親会		17		17
	15	浴衣会	64	19	19	102
7	13	くれボラ相談会	1	4		5
	14	自主研修会		21	24	45
8	26	研修会(住みつづけて呉主催)		5		5
11	9	教育祭りハーサル	8	6		14
	10	教育祭ステージ	12	12		24
	23	教育祭バザー	8	6		14
1	4	新年会	53	19	13	85
2	16	国際交流フェスタ in くれ	34	11		45
	22	研修会(文化振興課主催)		17		17

出典：ひまわり21資料

に、この点から改めて多文化協働の取り組みをまとめてみる。

多文化協働はとくに対等性という点では、自分も、相手も変わるという学習実践の中から生まれている。その点で、地域日本語教室の実践が注目される。そこでは友人化がなされている。さらに友人化に至るステップを媒介に、隣人化を促そうとしている。もちろん、住民がすべて友人である必要はない。しかし友人とはいかないまでも、隣人として想いを寄せること、協調的に行動することは求められる。それが隣人化である。地域社会で住民が行っていること、また可能なこととして、非常に的をえた方向である。

このような隣人化をうながす際に、交流活動は意義がある。他人どうしであった初期の新興住宅地域でしばしばみられたように、交流は楽しさゆえ、知る、係わりをもつというレベルで、住民どうしの接着剤になりやすい。そこで面識関係をつくり、それが隣人化の端緒となりえる。例えば「せかいの花」の学習者が、中学生と食文化をテーマにした交流授業を行っている。

さらに交流活動の利用者にとどまるのではなく、そこから企画・運営への参加に発展すれば、まちづくりの担い手育成となる。他都市の事例の

中には、自治会の役員として活動する外国人住民もいる。防災についても、自分を守ると同時に、隣人を守ることに繋がれば、担い手育成となる。ここにも外国人住民の担い手への可能性をみることができる。

地域協働は住民参加のまちづくり方法である。そこでは多様な住民の参加が構想されているので、互いをつなぐ主体性のあり様が重要である。多文化協働は、日本人住民だけでなく、外国人住民ともつなぐ主体性の可能性を示している。

なお冒頭で、現在の多文化共生には「ちがいを活かす」という側面（コラボレーション）も掲げられていることを述べた。本稿で主に述べてきた外国人住民のまちづくりへの参加は、どちらかといえば、ちがいがあっても参加するということであり、ちがいがあってもゆえに積極的に参加できるという事例ではない。しかし呉市でもちがいを活かしたまちづくりへの可能性はあると思われる。この点については今後の課題としたい。

謝 辞

調査研究にご協力いただいた呉市職員のみなさん、ひまわり21のみなさんに深く感謝します。

注

- 1) 住民基本台帳法では、市町村の区域内に住所を有する者のうち、日本の国籍を有しない者が同法により定める者を「外国人住民」としている。
- 2) 『地域における多文化共生推進プラン』で示されているもの。
- 3) この点に関して、松宮は「外国籍住民の問題をとらえる上で、地域に焦点をあてることによって構造的問題を見落としてしまう」という批判を紹介している（松宮 2010：20）。構造的制度的要因（梶田ほか 2005：18）から、外国人が住民となったとしても、住民としての権利・義務問題もまたあるわけであり、外国人住民としての課題を語ることには十分な意義がある。
- 4) 栗原は、仮想枠組みを用いて、人々が非対称的なカテゴリーに振り分けられるとしている（栗原 1996：22）。
- 5) 例えば浜松市では、「文化的多様性を都市の活力として、新たな文化の創造・発信や地域の活性化を目指[す]」と述べられている（浜松市 2018：1）。
- 6) 二階堂は美作市の管理団体の工夫を紹介している（二階堂 2019）。
- 7) それが3F（ファッション Fashion・フード Food・フェスティバル Festival）の限界と批判される（外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ テーマ1 分科会 2010：3）が、交流の先の課題があることはもちろん認められるが、社会的孤立という現在の課題を考えると、交流自体は外国人住民理解の入り口として、なんら否定されるものではない。むしろ、どこまで住民は引き受けられるのかを検討すべきである。
- 8) 例えば、『日本人と外国人が地域で共に暮らすためのガイドブック』（愛知県）には現状と自治会の取り組み例、外国人住民の活躍例（文書の多言語化、交流イベントの開催、派遣会社との連携、日本語ができる人を自治会の通訳・

翻訳委員として依頼、外国人住民の意見を反映させた自治会規則の見直し、外国人住民の自治会役員化など）が紹介されている（愛知県民文化部社会活動推進課多文化共生推進室 2019）。

- 9) 筆者は以前、「呉市市民協働推進委員会」(2010年度)の活動を通して、地域社会の担い手育成について検討したことがある。また2020年度にも、同委員会で同じテーマについて検討する機会をえて、ここにその内容を紹介することにした。
- 10) ひまわり21の活動については伊藤氏へのアンケート、聴き取り、「文化庁日本語教育大会」発表資料(2013年度)。またボランティアスタッフへの聴き取り、同会資料、ひろまちWEB講座等に基づいている。
- 11) 伊藤氏は上記の学習者のつぶやきについて、「こうした言葉は、外国人住民にとって地域社会がとても冷たいということを表しています。日本語教室で日本語を学ぶサポートをしているだけでは、彼らが暮らしている町の中で幸せを感じることはむずかしいと思います。地域住民が気持ちよく受容してくれてこそ、住民になれるでしょう。そのためには日本人住民に働きかける活動や外国人住民と接し理解しあう活動が必要です。そのために学習者が地域デビューする機会をつくるのです」と述べている。日本語教室《呉》の活動の本質が、的確に表現されている。

引用・参考文献

- 愛知県民文化部社会活動推進課多文化共生推進室, 2019, 日本人と外国人が地域で共に暮らすためのガイドブック.
- 伊藤美智代, 2013, 2013年度「文化庁日本語教育大会」発表資料.
- 稲月正・山本かほり, 1996, マイノリティと社会階層, 八木正, 非差別社会と社会学, 明石書店.
- 江藤俊昭, 2000, 地域事業の決定・実施をめぐる協働のための条件整備—<住民—住民>関係の

- 構築を目指して，人見剛・辻山幸宣編，協働の制度づくりと政策形成，ぎょうせい。
- 大藤文夫，2016a，ふれあい広場の誕生－呉市三条地区の事例－，広島文化学園大学ネットワーク社会研究センター研究年報 Vol.12.
- 大藤文夫，2016b，ボランティア論再考－共同関係に着目して－，社会情報学研究，Vol.21.
- 岡本耕平，2010，多文化共生をめぐるいくつかのキーワードと日本の状況，中部圏研究：調査季報 171号.
- 外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ テーマ1分科会，2010，外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言.
- 外国人労働者問題関係省庁連絡会議，2006，「生活者としての外国人」に関する総合的対応策.
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人，2005，『顔の見えない定住化』，名古屋大学出版会.
- 金命貞，2011，地域社会における多文化共生の生成と展開，そして，課題，自治総研通巻392号.
- 栗原彬，1996，差別の社会理論のために，講座差別の社会学 第1巻 差別の社会理論，弘文堂.
- 呉市，2019，総合計画.
- 毛受敏浩，鈴木江理子編，2007，「多文化パワー」社会：多文化共生を超えて，明石書店.
- 毛受敏浩，2016，自治体がひらく日本の移民政策－人口減少時代の多文化共生への挑戦，明石書店.
- 高坂晶子，2019，持続可能な地域創生に向けた外国人住民施策について－新在留資格「特定技能」創設を機に求められる社会統合－，JRIレビュー Vol.6, No.67.
- 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部，2017，「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）.
- 敷田麻実，2009，よそ者と地域づくりにおけるその役割にかんする研究，国際広報メディア・観光学ジャーナルNo.9.
- 清水盛光，1971，集団の一般理論，岩波書店.
- 総務省，2006a，地域における多文化共生推進プラン.
- 総務省，2006b，多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～.
- 地域共生社会推進検討会，2019，「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ.
- 都築くるみ，1995，地方産業都市とエスニシティ－愛知県豊田市H団地における日系ブラジル人と地域住民，松本康編，増殖するネットワーク 21世紀の都市社会学 1，勁草書房.
- 都築くるみ，1998，エスニック・コミュニティの形成と「共生」－豊田市H団地の近年の展開から－，日本都市社会学会年報16.
- 中島葉子，2007，ニューカマー教育支援のパラドックス－関係の非対称性に着目した事例研究－，教育社会学研究第80集.
- 中田実，1993，地域共同管理の社会学，東信堂.
- 二階堂裕子，2019，外国人技能実習生と地域住民の顔の見える関係の構築－岡山県美作市における地域再生の試み－『社会分析』46号.
- 西口光一，2008，市民による日本語習得支援を考える，日本語教育(138).
- 浜松市，2018，第2次浜松市多文化共生都市ビジョン.
- 初瀬龍平，1993，自治チアの国際化政策：住民との関連，国際協力論集，1(2).
- 松下啓一，2013，協働が変える役所の仕事・自治の未来－市民が存分に力を発揮する社会－，萌書房.
- 松宮朝，2010，ニューカマー外国籍住民集住地域の比較研究に向けて－地域からとらえる視点の可能性－，愛知県立大学教育福祉学部論集 第59号.
- 松宮朝，2012，地域ベースの共生論は外国人の社会参画に届くのか？：愛知県西尾市の事例から，理論と動態(5).
- 萬浪絵里，2015，ボランティア研修の実践からみる日本語教育コーディネーターの役割－「聴くこと」でつなぐ2つのことばの教育，多言語文化－実践と研究 Vol.17.
- 萬浪絵里，2016，地域日本語教室で「学習支援」と「相互理解」は両立するか 日本語教育コー

- ディネーターの実践をとおした考察, 言語文化教育研究 第14巻.
- 宮地毅, 2018, 地方自治体と外国人住民－外国人政策について考える－, 総務省地方自治法施行70周年記念自治論文集.
- 宮島喬, 2009, 「多文化共生」の問題と課題－日本と西欧を視野に－, 学術の動向 14(12).
- 横浜市市民活動推進検討委員会, 1999, 横浜市市民活動推進検討委員会報告書.
- 吉武信彦, 1999, 地方自治体と『国際化』, 『地域政策研究』(高崎経済大学地域政策学会) 第1巻 第3号.

その他の引用・参考

- ひろまちWEB講座「世界の人とつながろう－ひまわり21」
<https://www.youtube.com/watch?v=StDbHH39JGg>
最終閲覧日2020年10月28日.
- 「二重三重の働き掛けを」豪雨時の在日外国人支援
<https://www.jiji.com/sp/article?k=2020070600093&g=with>
最終閲覧日2020年10月28日.